

2023年7月

株式会社古河テクノマテリアル 防災事業部

がん原性物質を含んだ製品に関して

2022年5月31日に厚生労働省より公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理義務が定められました(令和4年構成労働省令第91号)。また、同年12月26日に厚生労働省より「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示され、2023年4月1日から適用されています(厚生労働省告示第371号)。

リスクアセスメント対象物のうち、2021年3月31日までに国が行った化学物質の有害性分類(GHS分類)の結果、発がん性が区分1に該当するものが「がん原生物質」の対象となります。がん原性物質は作業記録等の30年間保存が労働安全衛生規則第577条の2第3項に規定されております。

該当製品のお取り扱いにつきましては、お手数ではありますが、告示に従って 作業記録等の保管対応を行って頂きますようお願い申し上げます。

<弊社対象製品>

ケイカライト-MG(がん原生物質：結晶質シリカ)

耐火仕切板 40(がん原生物質：結晶質シリカ)

規制に関する詳細は、厚生労働省ホームページ(下記 URL)をご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html